

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 目 次

◇ 告 示 鳥獣保護区の設定

鳥獣保護区特別保護地区の指定

休猟区の設定

## 告 示

### 鳥取県告示第九十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八條ノ八第  
一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及  
狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の  
規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

名称	区 域	存続期間	面積
芦津 鳥獣保 護区	八頭郡智頭町大字芦津に所在する国有林 鳥取事業区沖ノ山国有林五九林班の南西端 が北股川と接する地点を起点とし、同所か ら同国有林と民有林との境界を北東に進み、 八頭森林計画区の智頭町に係る一六六林班 と一六九林班との境界に至り、同境界を北 東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河 谷との境界に至り、同境界を北東に進み、 智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を 南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との 境界に至り、同境界を南西に進み、国有林 鳥取事業区沖ノ山国有林と民有林との境界 に至り、同境界を北西に進み、同国有林六 〇林班の北西端が北股川と接する地点に至 り、同所から北股川を西方に進み、起点に 至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十七年十 一月一日から昭 和六十七年十月 三十一日まで	二、四〇七 ヘクタール
水ノ山 鳥獣保 護区	八頭郡若桜町大字若荷谷地内の県道村岡 若桜線のおでみ橋を起点とし、同所から同 県道を北東に進み、林道春米桑ヶ仙線に至 り、同林道を南東及び北方に進み、鳥取県	昭和五十七年十 二月一日から昭 和六十七年十月 三十一日まで	二、二八五 ヘクタール

<p>扇ノ山 鳥獣保 護区</p> <p>岩美郡と八頭郡との境界線と鳥取県と兵庫県の境界線との交差する地点を起点とし、同所から岩美郡と八頭郡との境界を南西に進み、国有林鳥取事業区扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取森林計画区の国府町に係る九八林班と一〇三林班との境界に至り、同境界を北西に進み、さらに同町に係る九八林班と九九林班との境界を北方に進み、町道兩滝線に至り、同町道を北西に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を北東に進み、県道千谷蕪島線に至り、同県道を北東に進</p>	<p>と兵庫県の境界に至り、同境界を南東に進み国道二九号の戸倉トンネルに至り、同所から国道二九号を西方に進み、林道クソギ谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同所から小舟山国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、国有林鳥取事業区小舟山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、さらに同事業区氷ノ山国有林と民有林との境界を北西及び北東に進み、おでみ谷の本谷に至り、同谷を北西に下り起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十七年十月三十一日まで</p>	<p>二、四七〇 ヘクタール</p>

み、鳥取県と兵庫県の境界に至り、同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第九十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十一条において準用する同規則第二十條の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	存続期間	面積
芦津鳥獣保護区特別保護地区	<p>国有林鳥取事業区五九林班並びに八頭森林計画区の智頭町に係る一六八林班から一七〇林班までの区域</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十七年十月三十一日まで</p>	<p>二六五ヘクタール</p>

鳥取県告示第九十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区	域	期 間	面 積
細見 休猟区	鳥取市野坂地内の農免道路高草線と県道河内鳥取線との交差点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、林道鳥取中央線に至り、同林道を北西に進み、県道矢矯松原線に至り、同県道を北東に進み、市道高住吉岡線に至り、同市道を東方に進み、農免道路高草線に至り、同農免道路を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで	一、三〇五ヘクタール
気高 休猟区	気高郡気高町大字浜村地内の国道九号と県道郡家鹿野気高線との交差点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、気高町と鹿野町との境界に至り、同境界を南方に進み、町道逢坂勝谷線に至り、同町道を西方に進		昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで	一、二五〇ヘクタール

姫路 休猟区	八頭郡郡家町大字福地地内の県道麻生国府線と林道福地荒舟線との交差点を起点とし、同所から同林道を北東に進み、郡家町大字福地から国府町大字荒舟に通ずる山道（通称荒舟越山道）に至り、同山道を北方に進み、八頭郡と岩美郡との境界に至り、同境界を北東に進み、広域基幹林道河合谷線に至り、同林道を南東及び西方に進み、県道国府八東線に至り、同県道を南西に進み、県道麻生国府線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで	一、五〇〇ヘクタール
赤波社 山東休 猟区	八頭郡用瀬町大字鷹狩地内の国道五三号と県道鷹狩板井原線との交差点を起点とし、同所から同県道を南東に進み、町道板井原線に至り、同町道を南方に進み、用瀬町と智頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、国道五三号に至り、同国道を北西に進		昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで	一、五〇〇ヘクタール

<p>諸鹿 休猟区</p>	<p>み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>一、八二九 ヘクタール</p>
<p>高尾 休猟区</p>	<p>倉吉市下福田地内の県道倉吉赤碕中山線と県道上大立大栄線との交差点を起点とし、同所から県道倉吉赤碕中山線を西方及び北東に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北東に進み、県道法方大栄線に至り、同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>二、三一〇 ヘクタール</p>
<p>中ノ谷 休猟区</p>	<p>東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と県道木泉大瀬線との交差点を起点とし、同所から県道鳥取鹿野倉吉線を東方に進み、県道三朝中線に至り、同県道を南東に進み、町道新西小鹿線に至り、同町道を南方に進み、県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を南西に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を北西に進み、県道木泉大瀬線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>二、〇五七 ヘクタール</p>
<p>会見 休猟区</p>	<p>西伯郡会見町天万地内の県道溝口伯太線と県道米子岸本線との交差点を起点とし、同所から県道米子岸本線を東方に進み、町道諸木鶴田線に至り、同町道を南東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、西伯郡と日野郡との境界に至り、同境界を南西に進み、会見町大谷から溝口町三部に通じる山道(通称大谷三部越山道)に至り、同山道を北西に進み、農道大谷線に至り、同農道を北方に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇四八 ヘクタール</p>
<p>豊栄 休猟区</p>	<p>日野郡日南町宮内地内の国道一八三号と町道井原虫祭線との交差点を起点とし、同所から同町道を南東に進み、同町道の終点に至り、同所から日南町井原に通ずる山道を南方に進み、町道宗金井原線に至り、同町道を南東に進み、県道猪子原上石見停車場線に至り、同県道を南西に進み、県道新見多里線に至り、同県道を南西に進み、日南町豊栄と同町湯河との境界に至り、同境界を北方及び西方に進み、稲積山山頂に至り、同所から日南町湯河と同町河上との境界を北方に進み、国道一八三号に至り、同</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇九一 ヘクタール</p>

<p>荒田 休猟区</p>	<p>上菅 休猟区</p>	
<p>江府町と日野町との境界線と国道一八一号との交差する地点を起点とし、同所から同国道を北東に進み、県道上徳山俣野江府線に至り、同県道を南東に進み、江府町大字武庫と同町大字俣野との境界に至り、同境界を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、江府町と日野町との境界に至り、同境界を西方及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日南町と日野町との境界線と国道一八三号との交差する地点を起点とし、同所から同国道を北東に進み、県道上石見黒坂停車線に至り、同県道を南西に進み、日野町と日南町との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	<p>昭和五十七年十一月一日から昭和六十年十月三十一日まで</p>	
<p>九九六ヘクタール</p>	<p>一、三八五ヘクタール</p>	